

株式移転に係る事後開示書類

(会社法第 811 条第 1 項 2 号及び会社法第 815 条第 3 項 3 号

並びに会社法施行規則第 210 条に基づく開示書類)

2021 年 10 月 1 日

TRE ホールディングス株式会社
株式会社タケエイ
リバーホールディングス株式会社

2021年10月1日

株式会社タケエイとリバーホールディングス株式会社との共同株式移転に関する事項

東京都千代田区大手町一丁目7番2号
東京サンケイビル15階
TREホールディングス株式会社
代表取締役社長 阿部 光男

東京都港区芝公園二丁目4番1号 A-10階
株式会社タケエイ
代表取締役社長 阿部 光男

東京都千代田区大手町一丁目7番2号
東京サンケイビル15階
リバーホールディングス株式会社
代表取締役社長執行役員 松岡 直人

株式会社タケエイ（以下「タケエイ」といいます。）とリバーホールディングス株式会社（以下「リバーHD」といいます。）は、2021年6月23日開催のタケエイの定時株主総会及び2021年6月30日開催のリバーHDの臨時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、株式移転設立完全親会社であるTREホールディングス株式会社（以下「TREHD」といいます。）を設立する株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を実施いたしました。

本株式移転に関する事項は以下のとおりであります。

1. 株式移転が効力を生じた日
2021年10月1日
2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過
会社法第805条の2の規定により本株式移転の差止請求をした株主はおりませんでした。
3. 本株式移転における会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第806条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過
 - ① タケエイにおける手続の経過

タケエイは、2021年7月1日に、会社法第806条第3項及び第4項の規定に基づき、電子公告を行いました。同条第1項による株式買取請求を行った株主はおりませんでした。

② リバーHDにおける手続の経過

リバーHDは、2021年7月1日に、会社法第806条第3項及び第4項の規定に基づき、電子公告を行いました。同条第1項による株式買取請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法第808条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(3) 会社法第810条（債権者の異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式数

タケエイ普通株式 : 28,616,300株

リバーHD普通株式 : 17,126,500株

5. その他株式移転に関する重要な事項

(1) TREHDが、本株式移転に際して発行する株式は、普通株式52,610,712株であります。TREHDは、タケエイの発行済株式の全部を取得する時点の直前時における同社の株主に対し、その所有する同社普通株式1株につきTREHDの普通株式1.24株を、リバーHDの発行済株式の全部を取得する時点の直前時における同社の株主に対し、その所有する同社普通株式1株につきTREHDの普通株式1株を割当交付いたしました。

(2) 本株式移転の結果、TREHDは、資本金が100億円、資本準備金が25億円、利益準備金が0円となりました。

(3) タケエイ及びリバーHDは、株券を発行していませんので、会社法第219条第1項第8号の規定による公告及び各別の通知を行っていません。

(4) TREHDの普通株式は、2021年10月1日に東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。なお、タケエイの普通株式は、2021年9月29日をもって、東京証券取引所市場第一部において、またリバーHDの普通株式は、2021年9月29日をもって、東京証券取引所市場第二部において、上場廃止となりました。

以上